

相談事例

《相談の内容》

75歳のひとり暮らしの女性、2年前に金の証拠金取引で高配当という勧誘を受け、仕組みなど詳しいことがわからないまま**1,000万円を投資**した。結局、「**金相場が下がった**」と言われ**全額を失った**。その後、別業者から「**弁護士を使って以前の損を取り戻せる**」と言われ任せたところ、**700万円取り戻した**と報告はあったが、**500万円は弁護士費用、200万円は新たな金の取引に必要**だからと返金されなかった。最近、その業者から「**金相場が下がったので、追加のお金が必要**」と言われた。

金相場で大損した1,000万円を取り戻してもらはずが、新たな請求がきた！

《対応の内容》

金の証拠金取引、商品先物取引、外国為替証拠金取引、未公開株など様々な名目での投資の勧誘が高齢者の貯えを狙っています。この事例は以前の契約者名簿が流出し、別業者が同じような勧誘をしてくる次々販売と言われるもので、被害回復を口実に近づき、結果として新たな投資に誘い込んでいます。

このような金融商品は仕組みが複雑でリスクが高く簡単に儲かるものではありません。内容がわからない勧誘はキッパリと断ることが大切です。

身守りのポイント

高齢者のなかには、だまされたことに気づいても、どこに相談していいかわからない人もいます。周りの人が「いつもの様子と違う」「お金に困っている」と気づいたら声をかけてあげましょう。悪質業者に老後の資金を根こそぎ持って行かれることのないように注意したいものです。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

〈連絡・問い合わせ先〉 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111